

議事録

第 26 回 定 例 総 会

令和 7 年 9 月 9 日

太田市農業委員会 26回定例総会議事録

開会日時	令和7年9月9日 (火) 午後2時						
閉会日時	令和7年9月9日 (火) 午後3時20分						
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室 (2階)						
出席委員 (18人)	1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎 10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二 19 片亀 昌子						
欠席委員 (1人)	14 内田 達夫						
出席職員 (9人)	毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理 町田主任 須永主任 永井主事補 堀越主任専門員						
会議に付 した事項	議案第1号	農地法許可取消願について					(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について					(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について					(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について					(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について					(会長)
	議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定 による意見について					(会長)
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について					
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出につ いて					
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について					
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について					
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ いて					

- 1 開 会 午後2時
- 2 開会宣言 ただいまから第26回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 3 会期の決定
- 議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。
- 事 務 局 本日の定足数については、出席委員18名、欠席委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。
- 議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 長 (異議なしの声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。
- 4 議事録署名人及び書記の選任
- 議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 長 (異議なしの声あり)
- 議 長 それでは、2番 遠藤弘一委員 と 3番 山田清作委員 のお二人にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。
- 事 務 局 訂正はございません。
- 5 議事顛末
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を
求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てに1件提出さ
れております。

番号1番、脇屋町の土地について、一般住宅用地として許可を得ましたが、隣地の塀が一部越境していたため、当該許可の一部を取り消す
ものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い
いたします。

番号1番について、第1地区協議会より報告願います。

7番委員 番号1番について7番が報告します。

一般住宅用地として許可を得たが、一部に隣地の塀が含まれているた
め、当該許可の一部を取り消したいというものです。取消しに伴い、
議案第3号で4条許可のは是正、議案第4号で面積縮小の計画変更申請
をしております。現地確認をしたところ、問題ないと判断し、取消し
相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を取消しとすることに決定いたし
ます。

議長 続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛て
にあったので、処分の決定を求めます。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田反町町の土地 田 1,470 m² 外1筆 計2,960 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

番号1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

それでは、番号1番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号1番について、第5地区から報告いたします。

議案第2号1番につきまして、場所は●●●●の東のほうに当たります。そして、場所は2か所に飛んでおります。両方とも田んぼとして耕作されておりまして、1か所は譲渡人の家のすぐそばにあります。もう1か所は400mほど離れたところにありますが、双方とも田んぼの管理のほうはきちんとされております。その内容につきましては、高齢で耕作が大変なため、規模を縮小したく贈与するものであり、譲受人も規模を拡大したいという意向があり現地を確認したところ、周囲は譲渡人の宅地と田んぼで、別の1か所の隣接地がちょっと雑木林みたいになっております。対象地は除草もきちんとされており、農地としてよく管理しております。したがいまして、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番を許可とすることに決定いたしま

す。

議長 続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求める。提出件数は7件です。事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 529 m²の内 0.112 m²、外13筆 計12,617 m²の内12.19 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

當農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

2番 脇屋町の土地 18 m² 外5筆 計83.86 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 上田島町の土地 973 m² 外1筆 計2,109 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

4番 新田中江田町の土地 1,026 m² 外1筆 計3,958 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

5番 新田中江田町の土地 2,277 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

6番 新田中江田町の土地 1,289 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

7番 新田中江田町の土地 439 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から3番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番について、沢野地区から報告いたします。

申請人は、●●●の●●●●さんという方で、梅の栽培を80年以上営んでいるという方であります。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地、一時転用になります。申請理由としますと、農業を営んでおり下部農地で梅を栽培しながら耕作地を利用し、再生可能エネルギーを活用した営農基盤の強化を図りたいということでございます。期間は、認定農業者でございますので、10年でございます。現地を確認したところ、かなり広い農地でありますけれども、南と西側は●●●の●●に面しております。そして、東のほうは水田がまだ多くあり、北側は以前に営農型の太陽光発電の申請があつて、現在、太陽光が完成しているところでございます。そのようなことで、現地周辺の農地には特段、影響ないものと判断しまして、当地区協議会としては許可相当ということで意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番 委員

続いて、番号2番、3番について報告します。

2番については、許可を得ずに一般住宅の敷地の一部として使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。なお、議案第1号1番で取消しとなった敷地についても含まれております。現地確認したところ、周辺農地に支障もないで、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

3番については、現地を確認したところ、この場所は道のすぐ南側で雨水がたまり、耕作しづらいため、かさ上げし畠地として利用したいということです。現地を確認したところ、道のすぐ南側なので、そこをかさ上げしても、周りの農地に支障もないと判断しましたので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。1番のところですが、事務局、あるいは委員のほうから、これは10年間ぎりぎりまでやっていますが、それは根拠を皆さんにお話しいただけませんでしょうか、それが1つと、3番でかさ上げがどのぐらいしているかも皆さんにご説明いただけませんか。

事 務 局

まず1番についてですが、通常は営農型太陽光の期間というものは3年の一時転用ということになっておりますが、ある条件があると10年間ということで期間が延びることになっております。その条件というのには、今回の●●●●●さんのように認定農業者であること、あとは、ほかにも耕作放棄地を活用して営農型太陽光を実施する場合などは10年間ということで、期間が延長できる制度ということになっております。続けて、3番の農地改良のかさ上げの内容ということになりますが、今回の予定につきましては、まず掘削を50cmいたしまして、そこに持ってきた土、残土証明がついておりまして、その土を30cm入れます。それから、そこにもともと掘削した50cmの土を戻して、現況の高さから30cm上がるというような計画になっております。以上です。

議 長

18番 委 員

ご意見、ご質問等ございますか。

3番の件ですけれども、これは一時転用で畠地化するわけですよね。これは農業委員会とは関係ないんですけども、待矢場の水利費がありますよね。こういう場合は、それは脱退なんですかね。

事 務 局

それについては、御本人様、地権者の方にお任せしている形になるので、もちろん抜けるということであれば、地権者様のほうで脱退の手続をしていただきます。このままということの場合もあると思いますのでどちらのパターンもあり得ると思います。

18番 委 員

このままだとすれば、水を使うわけですよね。そうしたら、ずっと水利費は払わなくてはならないわけ。

事 務 局

18番 委 員

そうですね、そういうことになります。

そういうアドバイスというのは、やっぱり待矢場の総代とか、理事者もいるから、相談するようなことをつなげてやったほうが私はいいと思

うんですよ。ただ、農業委員会のここだけというのではなくて、幅広くそういう対応をして、気配りをしていただきたい。それで私は質問をしたんです。待矢場をやってみろということは何も言わないけれども、私はそう思います。

事務局

待矢場をという方がいたら、そちらについてのご案内も併せてさせていただきたいと思います。

議長

それ以外にありますか。

5番委員

1番をちょっと確認したいんだけれども、ここの地積の部分がみんな面積のうちの0.1となっているんだけれども、これはどういう解釈をしたらいいの。

18番委員

太陽光の話じゃないの。

5番委員

俺もそういう解釈をしたんだけれども、その説明がないからちょっと分からんだけれども、だから、要するに太陽光は縦型なのか、今までのもののかはちょっと、それによってこの面積が変わってくる。多分これは柱の部分の面積で今回やっているんじゃないかと判断するんだけれども、その説明がないからちょっと疑問に思って。

事務局

今回の一時転用の部分、今回でいいますと1万2,617m²のうち12.19m²。この12.19m²というのは太陽光の支柱の部分ということで、農地として使えないということになるので、その部分だけは一時転用していただくというような申請をしていただいております。

5番委員

それならいいんだけれども、ちょっと分からなかつたので、疑問に思ったので、ありがとうございます。

議長

ほかにありますか。

委員

なし。

議長

なければ、番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号4番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員

番号4番から7番について、第5地区が報告いたします。

4番、5番、6番、7番のうち、4、5、6は水田を埋め立てて野菜を

栽培したいということで、水田がかなり湿潤だそうで、田としても耕作が大変な所らしいので、それを埋め立てて、おの赤シソとかモロヘイヤ、ホウレンソウ等を栽培して、畠地化して利用したいということで、一時転用になります。

7番は、元住宅みたいな感じですが、物置が自宅の隣地の農地に建ててあって、その敷地を拡張したいということで、所有地を調査したところ、農地法の許可を得ずに、農業用物置を建築し、住宅の敷地の一部として利用していたことが判明したため、是正したいということで、これも適当と思われます。

よろしくご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

議長	ただいま、第5地区協議会より番号4番から7番について報告がありました が、ご意見、ご質問等ござりますか。
委員長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議長	番号4番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成ですので、番号4番から7番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求める 提出件数は1件です。 事務局より、提案をお願いします。
事務局	議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、議案書6ページに記載のとおり、会長宛てに1件提出されております。 1番、脇屋町の土地について、一般住宅用地として許可を得たが、隣地の屏が一部含まれており分筆したため、当該許可の面積を縮小するものです。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員

番号1番について、7番が報告いたします。

議案第1号1番の一部取消しに伴う敷地面積縮小の計画変更申請となります。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もなく問題ないので、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求める。

提出件数は20件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数20件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林南町の土地 483m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 由良町の土地 1,194m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

残土置場用地として転用するものです。

3番 脇屋町の土地 369m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 脇屋町の土地 355 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 290 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 八重笠町の土地 1,037 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

7番 矢場町の土地 308 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 矢場町の土地 399 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢場町の土地 256 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 3,084 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

11番 東長岡町の土地 1,155 m² 外1筆 計1,418 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

12番 東長岡町の土地 1,021 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

13番 東今泉町の土地 556 m² 外3筆 計1,143 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

14番 寺井町の土地 242 m² 外1筆 計418 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 西長岡町の土地 492 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 粕川町の土地 1,931 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

17番 安養寺町の土地 157 m²、農地区分 第二種、ゴミステーション及び駐車場用地として転用するものです。

18番 新田大根町の土地 1,511 m² 外1筆 計3,272 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

19番 新田上江田町の土地 377 m² 外1筆 計404 m²、農地区分 第二種 一般住宅用地として転用するものです。

20番 山之神町の土地 43 m²、農地区分 第二種、道路用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番について、沢野地区から報告いたします。

当地区協議会で現地を確認したところ、申請地は周辺が住宅に囲まれていて、東側は工場がございまして、そちらの敷地となっています。南側に畠があるんですが、当該土地に立地条件のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございますので、周りが既存住宅ということで、許可相当ということにいたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番委員 番号2番、3番、4番について報告いたします。

まず2番についてですが、建設業を営んでおり、申請地を借り受け、残土置場として利用したい。現地を確認したところ、ほとんど周りには農地がないので、農地に支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

3番、4番についてですが、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいとのことです。現地を確認したところ、周辺農地に支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたしました。

議長 続いて、番号5番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号5番、6番について、休泊地区から報告します。

5番の場所は龍舞町でありまして、転用目的が一般住宅用地、これは

周りが既存集落で、家が建っております。前に転用したところは家が建ち始めております。申請理由として、借家に住んでいるが、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものです。周囲もだんだん家が建つような状態でありまして、周辺農地には支障はありませんでした。

6番の場所は、八重笠町であります。122号のバイパスの付近に接しております。転用目的が太陽光発電施設用地であります。申請理由として、太陽光発電事業を営んでおり、立地条件のよい申請地を取得し、太陽光発電を行いたいということであります。この前、第2地区において、文化財があつたんですけれども、それを確かめたところ、試掘の結果、史跡への影響はないということで確認済みであります。

この●●●●●●●●というのは●●●なんですけれども、群馬県においては初めてであります。全国で32件の転用許可を受けるような会社であります。周辺農地に支障はなく、第2地区においては許可相当となりました。以上です。

13番委員

番号7番、8番、9番について、ご報告いたします。

7番は、申請理由が借家に住んでいるが、交通の便がよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。

8番と9番は、借家に住んでいるが手狭になったため、申請地を取得して自己の住宅を新築したい。

いずれも現地を確認したところ、周りは住宅で、三面側溝もあり、何ら問題はないと思われます。

第2地区では許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

番号10番、11番、12番について、ご報告いたします。

10番は耕作放棄地になっていまして、道が狭くて、農業をやるのが難しいような地形のところです。太陽光をやってもらえばいいかなというような地形です。

11番、12番は、同じ地主さんが売買をしたところです。周辺農地に影響はないので、10番、11番、12番は、第2地区では許可相当と意見決定しました。

再度、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

番号13番について、18番より説明いたします。

転用目的は、太陽光発電施設用地で出ております。周辺の状況は、一部が県道に面していまして、南北が住宅となっております。許可基準から見た判断は、信用の関係でちょっと注視するところがあるんですけど

も、その他は問題がないと。申請者から特に確認する事項は、除草剤は年2回以上必要、騒音については、隣接住宅地に説明が必要だということで記入しておきました。総合判断ですけれども、今回の職務執行者は●●●なんですね。●●●というのは注視しなくてはならないですね。情報をいろいろ聞きましたら、●●の人が農地を買ったりしている、私はそういう情報を得たので、これはちょっと気をつけなくてはならないなと思うんですけども、●●●●●●では、令和6年にこの業者の許可が一応出ております。●●●●●●の残高証明があるんですが、財務体質に懸念もありますけれども、今回は地区協議会としては許可相当ということで第2地区では決定しました。次回、出てくる場合はさらなる精査が必要ではないかということで、特記事項として記しておきました。

以上、許可相当ということで、審議のほど、よろしくお願ひいたします。
以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、事務局より2つぐらい説明をしてほしいのは、●●の●●●●というのは、わざわざ群馬に来てやっていますけれども、そこら辺で何か事情が分かれればというのが1つ。もう1つは、埋蔵文化財の手続について、農業委員会との関係はどういうふうに整理しているか、皆さんに説明してください。

事務局よりご説明申し上げます。

事務局

6番の案件なんですが、まず、こちらの事業者ですが、2番委員からご報告があった件の補足なんですけれども、県内では初だけれども、全国的には32件というご説明をいただいたんですが、これは今年に入つて32件ということで、過去を遡ればもっと多数の件数をやっているんですが、どこまで実績を確認するかというところで、一応、年内でもう既に32件という実績が確認できましたので、実績としては問題ないかなというところを確認させていただきました。また、県内ではないんですが、近隣の●●●●●●が一番最寄りの自治体でしたので、確認させていただいたところ、申請時点は、6月に許可を出したということで、実際まだ着工にはなっていないんですが、特段、許可申請の際にも問題はなかったということで伺っております。なぜ群馬を選んだかというのは、こちらの企業さんが一応全国、北海道から九州まで遡ると、支社が10支社ございます。その中で、東京のほうにも支社があるんですが、北関東圏については、そこが中心となって維持管理、メンテナンスを行っていくということで伺っております。なので、管理、メンテナンスの発注については決まったところということではなくて、そ

の時その時で、毎年、複数回現場に行って、機械の管理、また除草作業をやるということで伺っているんですが、特定の業者がやるということは聞いておりません。その都度、その状況に合わせて下請さんを使って管理していくというお話を伺っています。県内でなぜ群馬をやっているかというところまではちょっと言及できていないんですが、先ほど申し上げたとおり、実際、●●●でも実績がありまして、●●●でも今年に入って既に12件ということで申出の許可実績があります。恐らく推測するに、北関東はこれから広がってくるかと思われます。

2点目ですが、文化財との関係性につきまして、地区協議会でも質問がありましたら、改めて皆様に御説明させていただきます。

まず1点なんですが、令和4年3月31日付をもちまして農地法施行規則が改正されました。どういったことが改正になったかと申し上げますと、手続の迅速化に伴い、農地における文化財の試掘調査、本調査は別なんですが、試掘調査においては農地転用の手續が不要ということで許可が変わった次第であります。これは事業者のほうが試掘、実際、1日2日で終わるものに対して許可を得る、1か月、2か月、長いときは3か月なかなか下りなかつたり、そういうことでなかなか事業が進められない。これは社会の利益がそういったことで止まるというようなところで多く声が上がっているようとして、いずれにしても、試掘調査については農転許可は不要となっております。本件につきましてご指摘いただいた点なんですけれども、実際、農転の許可申請時点での、まず試掘が終わっていない状況でございました。農地法の観点からご説明申し上げますと、他法令の許可見込みにあるものについては許可見込みを確認することということになっておりますが、例えば文化財においては、許可案件ではございません。今回は、たまたま文化財を例に出すんですが、ぱつと思い浮かぶもので言うならば、例えば景観条例の関係の届出だったりとか、ほかにも各種関係法令の届出等はあるんですが、そちらについては許可見込みというのは特段確認はしておりません。また、この件について群馬県他市町村にも確認しましたが、同様の扱いでありましたので、問題ないと考えております。

ただ、1点補足ですが、農地転用の実効性の部分で、1年内に着手できる見込みがあるかどうか、そういうところが一つ運用としてなされているところです。これは転用の確実性の部分です。実際、これが本調査に仮に入るとなると、長いときには1年以上かかるケースも正直あるかと思いますので、本調査が決まっているようなケースにつきましては、本調査の期間等を考慮して農転の確実性を慎重に見ていかな

議 長

18 番 委 員

事 務 局

ければならないと考えております。大変長くなつて恐縮なんですが、2点、以上です。よろしくお願ひいたします。

丁寧な説明、どうもありがとうございます。

ただいま、第2地区協議会より番号5番から13番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

今、遺跡の関係の説明がありましたけれども、これは私も文化財のほうに行って確認を取ったんですけれども、農業委員会のほうの農地転用と文化財の関係については連携は取れていないよと、別ですよと。事業者が開発許可を取ったり、あとは例えば●●●、今、●●●の文化財の遺跡が出たという話なんですけれども、あの転用は、本調査する場合は事業者が負担するんですね、3番委員が言つているようにね。だから、それはそれだと。事業者がそれを一応確認できたならば農業委員会へ申請するんだと。だから、連携とかそういうものはないんだという話になる。事業者が一応文化財が終わりましたよという時点で農地転用をかけてくるということでいいんですね。

本調査におかれましては、先ほど申し上げたとおり、農地転用が必要になりますので、本調査が決まっている場合には試掘調査の一時転用を出していただくということになります。ただ、先ほどの私の説明の中で不十分で分かりづらかったかもしれないんですが、文化財が終わっていないからといって許可申請ができないというものでは、もちろん、そうなつていないのが現状で、その部分で連携が少し足りないのではないかというご指摘かと思うんですけれども、これも私もありかじめ文化財課のほうに確認したんですが、本調査でも短いものでと1、2週間で終わる本調査もあるようです。では、一般的にどれくらいかかることが多いんですかというのは、正直、一概には申し上げられないということで文化財課も言っておりました。1か月、2か月で終わるものもあれば、長いものだと1年を超えるケースもあるということで、それは面積だったりだとか、かつ開発行為によりけりということでの回答をいただいております。

ですので、繰り返しになりますが、その申請内容と併せて、委員のご指摘のとおり、事業者がそこの開発行為、試掘まで負担しなければならないということで、事業者側から見ると、転用もまだ出ない中でお金だけ払って、それが実行できなくなってしまうというのも、やはりその後の問題等もあるでしょうし、農地転用の許可申請上も妨げるものではないものです。ただ、やはり1年という農地転用の実効性を見る部分もどうしてもございますので、そことも併せながら慎重に地区的

委員と協議していきたいと思います。以上です。

18番 委員

だから、一応、農業委員としては、こういう文化財の関係についてはどういうものだろうと思って、私は地区協議会に出たときに質問をしたんだけれども、いずれにしても、転用の許可をすればそれを審議するので、農業委員会はいいんだと。あの手続どうのこそのは、不備だとかその辺は事業者がやればいいので、一応、一線を引くと、そういう形の中でやればいいんだなど。たまたま遺跡が出たので、どういう流れなんだろうとやっぱり思いますからね。資質を高めなくてはならないから。そうでしょう、初めてこれが出てから、これは関係ないんだと、出てきたから許可を素直にやればいいんだと、そういうことでよろしいんですね。以上です。

議長
委員長
議長

ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

なければ、採決いたします。

番号5番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号5番から13番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号14番及び15番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番 委員

番号14番について、ご報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、一般住宅用地への転用で、譲受人は、夫婦2人でアパートに住んでおり、今回、実家に近い申請地を取得し、専用住宅を建築する予定です。

現地を確認したところ、既存集落内で、周辺は、南側は現在、建築中の住宅になっております。東側は太陽光発電設備と作付をしていない農地となっており、西、北側については道路で、周辺農地への支障はなく問題ないので、許可相当と意見決定をしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

16番 委員

番号15番について、ご報告いたします。

この案件については、譲受人、譲渡人は親子関係でございます。備考の欄を見ていただくと分かるように、使用貸借の申請であります。内容的には、自己の住宅を建てるということなんですが、現地については西長

岡ですが、●●●●●の手前の●●●●●●●の西側に当たりまして、そこに実家があって、実家と西側の山の間に家庭菜園みたいな土地があるんですが、そのところに造るということです。周辺に対する農地には全然影響はないので、許可相当という判断をいたしましたので、再度のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より番号14番及び15番について報告がありました
委員長 が、ご意見、ご質問等ございますか。

議長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

議長 番号14番及び15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号14番及び15番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号16番及び17番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番委員 番号16番、17番について、第4地区が報告します。
まず最初に、16番は粕川町の土地ですけれども、太陽光発電設置用地ということで申請が出ております。太陽光パネル432枚、条件としては、南側が東武線の線路になっております。北側が道路を挟んで住宅街、周辺農地にも支障がないということで、第4地区協議会では許可相当といたしました。

17番ですけれども、これは安養寺地区で前々回ですか、出たんですけども、地区のゴミステーションが不足しているということで申請が出まして、このステーションですけれども、今度は市のほうに寄附をするということで出ております。周辺農地にも支障のないため、まして旧354のすぐ隣ということですけれども、反対側に三角地の引き込み道路がありますので、道路のほうにも支障がないということで、第4地区では許可相当といたしました。

再度の審議、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第4地区協議会より番号16番及び17番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

18番 委員

16番の太陽光の関係で、今、8番委員から説明がありましたけれども、東武線が通っているという話なんですよね。太田市の場合は、線路から何m以内はこういうのはちょっとやばいよとか、そういうのはないですよね。隣接しても問題ないんだよね。

特に問題ありません。

事務局

18番 委員

ある県は、太陽光の設置については、公式路線の線路の場合はどのくらいの範囲内から離せとか、きちんとしているところはそういうふうにやっているところもある。太田市はそういうことはないんだな。そういうことね。議会でそういう質問をする先生がいればいいけれども、一応、そういう意味で確認で聞いたの。恐らく市議会議員でそこまで勉強している人はいないから、そういうことです。

8番 委員

線路のそばということですけれども、線路から3mの道路がついていまして、その北側ということで、そのくらいの距離は空いています。以上です。

18番 委員

全国のものを見たら、ある県は、線路から何m以内は駄目とか、ちゃんとよく知っている県はやっているんですよ。群馬県ではやらない。一応そういうことです。

議長
委員長
議長

ありがとうございます。ご質問等、ほかにありますか。
なし。

なければ、採決いたします。

番号16番及び17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号16番及び17番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号18番及び19番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員

番号18番と19番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地確認した結果を報告します。

まず18番は、譲受人は建築業を営んでおり、資材置場が手狭なため、申請地を取得し、資材置場として利用したいとのことです。

19番は、夫の実家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築するため、転用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長 特段質問はありますか。
委員長 なし。
議長 質問もないようですので、番号 18 番及び 19 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
議長 全員賛成ですので、番号 18 番から 19 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 20 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11 番委員 番号 20 番について、11 番からご報告します。
この案件は、譲受人が申請地の東側に住宅を建て、申請地を取得すると、東と西で道がつながるわけですよね。それなので、申請地を取得して不便のないような道をつくりたいということで申請がありました。この道は、経緯書も添付されておりますが、昭和 46 年当時の所有者が分譲地として使用するため、申請部分を道路用地として使用された模様です。それなので、当時の経緯は不明ですが、申請地を道路として農地転用許可を受ければ使用し、現在に至るということです。
今後は太田市へ寄附、もしくは位置指定道路になると予定をしております。周辺農地に特に問題ないので、第 6 地区としては許可相当と意見決定しました。
再度のご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 20 番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ござりますか。
委員長 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 20 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
議長 全員賛成ですので、番号 20 番を許可とすることに決定いたします。
議長 続いて、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）が会長宛てに提出

されたので、意見の決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いします。

農業政策課

お世話になります。農業政策課です。

議案第6号になりますが、令和7年10月期農用地利用集積等促進計画（案）について担当からご説明をさせていただきます。

なお、本日、群馬県農業公社からも出席いたたいておりますので、よろしくお願いいたします。

農業政策課

お手元の資料、令和7年10月期、農用地利用集積等促進計画（案）と正誤表に基づいて提案させていただきます。

今年度から農業経営基盤強化促進法の利用権設定促進事業、通称、利用権設定が廃止となり、こちらの計画については全て農地中間管理機構を通した貸し借り及び売買となります。

まず、正誤表について説明させていただきます。お手元の農用地利用集積等促進計画（案）の21ページの306番と、31ページ、32ページの465、466番は取下げとなりました。それに伴いまして、33ページの面積の計が79万2,917.92m²から78万9,765.92m²に修正させていただければと思います。

続きまして、今回、農地中間管理機構を通した賃借権等の権利設定は486筆、利用権移転は2筆、所有権移転は14筆ございました。

資料の1ページから33ページまでは、農地中間管理権の設定及び賃借権の設定等についての詳細であり、記載のとおりとなります。こちらにつきましては486筆のうち、借手が102名、貸手が260名となっており、面積の合計は78万9,765.92m²となっております。

続いて、34ページの利用権移転につきましては2筆あり、面積は、表の下にありますとおり、3,285m²となっております。

最後になりますが、35ページの所有権移転につきましては14筆、面積は、表の下にありますとおり1万5,379m²となっております。

なお、今回、提案させていただきました計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和7年10月20日です。

以上が提案と説明になります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございました。ただいま担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。
- ちょっと私から聞きたいんだけれども、これはこのまま中間管理機構に市長名で出るんでしたか。頭に幾つか何かつけて。賃借料のところに金額とか反当たりとか、いろいろ書いてあるのは、これは申請者のものをそのまま書いてあるということですか。
- 農業政策課議長 はい、そのとおりです。
- そうすると、反当たりというよりも、全体で金額と反当たりなのか、あるいは全体なのかというのは、右手概要を見ていかないと分からぬということだよね。いや、これは申請書どおりに書いてあれば特段ないんですけども、中間管理機構のほうで見にくいうことはないかなと、単にそう思っただけなんですけれども、中間管理機構のほうは大丈夫ですか、見やすいの。せっかく中間管理機構の方が来られているので、ご質問があるでしょう。
- 5番委員 農業政策課議長 この案件だけでは質疑ができない。別途でやるなら質疑するけれども。農業公社と農業公社の借手の方の賃借料が変わることはないので、それで見やすい、ありがとうございます。
- 5番委員 議長 管理機構について、せっかくお越しになったから、質問がありますか。別途で構わない、この案件じゃなくて、中間管理に関する質問ができるのであれば、内容に関してちょっとしたいんだけれども、いいですか。
- 群馬県農業公社議長 はい。
- 5番委員 どうぞ。
- この中間管理ができたときに、前橋に行って協議したと思うんだけども、10項目ぐらい多分頼んであるんだけれども、まず、要望したものがその返答が1個も返ってこない。というのは、返答が返ってこないので、前回も、多分中間管理の話をしたのではなくて、役所のほうに話をしたんですけども、これは基本的に中間管理と貸手の方と中間管理と借手の方だけやるんですね。相対じゃないよね。そういうことですよね。
- 群馬県農業公社5番委員 はい、そのとおりです。
- 今まででは流動化だから相対で物事をやっていたから、基本的に申請書類はそちらさんが多分申請しても許可になったと思うんですよ。だけれども、今、中間管理と物事をやっている中で、やはり前と同じ形で、借手の方が勝手に書いて持つていったと。それで地主さんが返ってきて、その書類を見たら、何だ、この書類はという話になつたわけ。とい

うのは、そこに小作料はなしと書いてあった。そうすると、契約違反でしょう。借手の方が持つていっしゃって申請をやるというのは違うでしょう。あくまでも中間管理と借手の方がやるわけだから、どんな事情があろうが、中間管理の方がその家に行って判子をもらったりするのが正規じゃないの。借手の方が出したのは違法じゃないの。リンクしていないわけだから。どういう解釈しているんだか知らないんだけども、そういう問題が発生したの。基本的には、そのときはまだ小作料、要するに物納に関しては中間管理は小作なしにしたと。書類的になしと書いてあるから、その説明もないから、要するに、今まで小作をもらっていたんだけれども、何で今度はもらえないんだという話が出たわけ。

群馬県農業公社

5 番 委員

群馬県農業公社

5 番 委員

それは借手の方がなしというふうに書いた。

だから、結局、借手の方が書類を預かって出したとすると違うでしょ。

それは、まずいですよね。

だって、まずいといったって、役所が受けちゃったじやない。まずいとか何とかの問題じやなくて、結局、その申請書類は適正だから、極端な話、受けているわけ。だから、そこが違うでしょうと言っているの。だから、ずっと言っているんだけれども、極端な話、基本的に貸手の方は年を取って動けないわけです。そうすると、役所に行こうといったって来られないでしょう。

要するに、そういうときに誰が書類をもらいに行くのか。中間管理の方が、その地主さんのところへ行ってもらいに行くのかどうかなの。借手の方は元気だから構わないんだけれども、貸手の方というのは動けないから、そういう人もいるわけでしょう。だから、私はずっと言っているんだけれども、委任状形式ができれば、それで取るんです。それもしていないんです。そうすると、完全に契約違反なの。

すいません、そのなしと書いてあって提出して、それが認可交付になってしまったというお話なんですが、貸手の方の同意の印鑑というのは誰が押されたんですか。

だから、同意しているんだから、その書類に判子を押した。今までと同じ解釈、要するに、借手の方が今までと同じ、契約だから判子をくださいともらいに行っているわけ。説明が足りないの。

貸手の方の印鑑というのは、誰が押したんですか。

地主さんが完全に押しているんだけれども、今言ったように、契約書を見た段階で小作なし、言いたくはないんだけれども、だって、借手の方が出した段階で、役所のほうで中間管理がだめと言わなくちゃな

らないんじゃないの。

群馬県農業公社

ただ、貸手の方も、自分の意思表示を印鑑で示すわけなんですけれども、内容を確認せずにしましたというのが一つ、ちょっと問題があるのかなと感じました。

5番委員

だって、あの裏の文書を見て、地主さんが判子を押すなんて多分ないと思うよ。言いたくはないけれども、それは構わないんだけども、ただ、私が言っているのは、借手の方が申請しちゃってもいいのかと聞いているの。中間管理との契約じゃないんでしょう。だから、それができるのか、できないかなんだよ。

群馬県農業公社

基本的には、郵送とかでやり取りをしていただくということも考えられると思うんですね。貸手の方が郵送して、借手の方も郵送して、ただ、賃料とかは我々がちょっと間に入れないので、お互いに話し合った結果を書面にまとめまして、お互いに郵送していただくということも考えられると思います。

5番委員

契約というんだから、相対で物事を話しして決めるんじゃないの。違うの。お互いに話をして、納得した上での契約じゃないの。違うの。郵送で物事じゃないんじゃないの。だって、その前にちゃんと説明して納得しなきゃダメじゃない。違うの。私は、そういうふうに解釈するんだけども、中間管理がそれでいいと言うなら構わないんだけども、ただ、そういう問題が出たということ。それを把握してください。あと、遊休農地と言うけれども、要するに畦畔だの用排水が物すごいんだよ。中間管理が契約したやつが、これは誰が管理するの。責任はどこへ持っていくらしいの。

群馬県農業公社

借手の方。

5番委員

はつきりしゃべってくれよ。よく聞こえないんだよ。はつきり物をしゃべってくれないかな。悪いけれども、そもそもぞ言っていないで。

群馬県農業公社

借手の方はいらっしゃるんですか。

5番委員

だから、借手の方がやらなかつたときはどこへ行くの。

群馬県農業公社

借手の方が契約中は借手の方が。

5番委員

だって、中間管理で一旦借りているんでしょう。一旦借りているということは、責任があるんじゃないの。そこから貸しているわけだから。いや。

群馬県農業公社

だから、今言ったように、最終的に借手の方がしなかつたときに、誰がやるのという話。今まで流動化でやって相対だからどっちかがやるの。

群馬県農業公社

借手の方がやるんです。

5番委員

だから、やらなかつたらどうするのか、どこへ持っていくのか。

- 群馬県農業公社 その場合、お話しいただければ、もちろん借手の方に話をして、こういう状況があるので、しっかりと義務を果たしてくださいということは、もちろん伝えさせていただきます。
- 5番委員 だけれども、言ったってしないでしょ。
- 群馬県農業公社 最終的には借手の方です。
- 5番委員 言ったってしていないんだよ。
- 群馬県農業公社 最終的には、農業公社のほうで契約書の控えを保有していますので、きれいにして、費用を請求させていただくということも考えられます。法的な措置。ただ、これは本当に最終的なところになります。
- 5番委員 最終的じやないんだよ。もうずっと何十年も、そういう形。流動化のときからずっとそうなので、その人が。今度は中間管理になったから、どこが責任を取るのという話をしているわけ。それだけのこと。だから、今言ったように、借手の方がやらなかつたときにはどうするの。周りに迷惑がかかっているんだから、文書に書いてあるでしょう。
- 群馬県農業公社 その方の情報をつないでいただければ。
- 5番委員 つないであるよ。ずっとつないであるけれども、やってもらっていないから言っているの。だから、最終的にどこがやるのと言っているの。ちゃんと契約書に書いてあるでしょう。中間管理がどんなことでも間に入って一旦借りたんだから、貸すに当たって、相手の方がちゃんと管理するかしないか調査して貸すべきじゃないの。そういうことをしないから、今言ったように、借手の方がやるという話になったって、やらないんだから。だから、調査をして、ちゃんと管理しているかどうかをした上でやるんじゃないの。
- 群馬県農業公社 その方の情報を、もう一度、申し訳ないですけれども、教えていただければと思います。
- 5番委員 教えてやる。ここにも載っているよ。この中にいっぱい載っている。法人。目立たないけれども、10年もずっと言っているけれども、1個もやってもらっていない。
- 群馬県農業公社 この後、具体的に教えていただけすると幸いなんですけれども。
- 5番委員 教えるよ。だから、今後そうなんだけれども、こういう問題が出ているわけだから、要するにその人が、中間管理の契約のものが出てきたときに、管理しないんだから契約してもらったら困るんだよ。
- 群馬県農業公社 お話はすごく分かりましたので、申し訳ないですけれども、具体的に情報を教えていただければと思います。
- 5番委員 もちろん、教えるよ。だから、今言ったように、もしやらなかつたときに、最終的に誰がやるのか、それが知りたいだけ。責任の持つて行き

群馬県農業公社

場がないから、みんなでお互いに引っかき回していたんじゃだめでしょう。問題が出たときにどこも持って行き場がないんだ。

5 番 委員

申し訳ないですけれども、その方の情報を教えていただければ、農業公社のほうから、お手伝いをさせてもらっていますので、直接連絡をさせていただきます。その前に現地の情報を我々で確認しまして、どういう状況なのか。

群馬県農業公社

では、最終的に農業公社が責任を持って指導してちゃんとやってもらうということね。そういう解釈でいいのかな。

5 番 委員

指導はさせていただきます。

群馬県農業公社

そういう形でいいね。

5 番 委員

情報につないでいただければ。

情報はやるよ。そうじゃなくて、最終的にちゃんと指導をしてやってもらうということでいいの。もしやらなかったときには、農業公社が責任を持って中間管理のほうでやると。そういう話になれば構わないので、責任の持つて行き場がないから。

群馬県農業公社

現地を確認させていただきまして。

5 番 委員

言い訳しなくてもいい。今だって用水が流れないと。まるっきり用水の中に草が入っていて。はっきり言うけれども、代わりに文句を言われたの。本当にしようがないんだと。

群馬県農業公社

状況は分かりましたので、具体的に現地を見ないことにはちょっと。だから、いいよ、別に。現地を見るとかじゃなくて、そういう問題が出たときに、最終的に農業公社のほうで責任を持ってやってくれるんですねと確認が取れれば、別にいいんです。

5 番 委員

現地を見ないと、どういう状況なのか分かりませんので。

群馬県農業公社

責任の持つて行き場がないんだ。それだけなの。別に問題にしているわけじゃないの。

5 番 委員

全てを農業公社のほうで責任を持ってやりますというのは、どういう状況か分からぬので、全てを分かりました、全部責任を持ってやりますとは、現地を見ないことには、ちょっと状況が分かりませんので。あとは状況を確認しないことには、具体的に情報があって、それに対して農業公社で責任を持てるのかどうかということが重要なので。

群馬県農業公社

言ってもしようがないから。

5 番 委員
議 長

現実の問題が起きたときには、そのときに対応していただければいいんだけれども、仕組みとして、もし仮に中間管理機構との間で契約が締結されている方で苦情処理が出た場合、大体苦情処理というのは農業委員会に来るわけです。では、それをそちらに回せばいいというこ

群馬県農業公社

5 番 委員

群馬県農業公社

議 長

群馬県農業公社

議 長

群馬県農業公社

5 番 委員

議 長

群馬県農業公社

議 長

群馬県農業公社

16 番 委員

とだよね。それで、こちらが実態を調べて、管理機構としては対応していただく。今の話からすると、仕組みとしては、そういうふうになっているという理解でいいですか。

先ほどのような借手の方が田を借りているのにもかかわらず、義務を果たさないで草を延ばしてしまって、農地が農地として使われていないという状況ということでおろしいですか。

それは違う。それは遊休農地だよ。

その場合は、法律の中で農業公社のほうから、その方に対して利用の状況の報告をするように通知をしたりとか、そういうことを託されています。

今まで見ていると、苦情処理が来ると、私の名前で行くんだよね。そして、知り合いから、あなたの名前で手紙が来るんだけれどもと聞かれそういうことはなくなる、そういうことだね。農業委員会が手紙を出す必要はないんだもの。今、仕組み、制度的にはそちらがやるんだから。どういうような苦情かにもよりますが具体的なことが分からないと。今のこのお話の中で農業委員会はやらなくていいんだよなと言われても、はいとはちょっと言いにくい点が。

仕組みで言っているんだ。

具体的でないとちょっと。

仕組みがどうなっているか。

物によるとしかお答えできないので。

そんなあやふやじや困りますよ。

だから、中間管理機構に移行したところで苦情処理はどうなるのか。それはあえて我々のほうとしても、やるかやらないかはうちの判断なんですか。それはやっていただきくんでしょうか。具体的にどうするかはそちらの判断。

統一させていただけるなら。例えば苦情の話が入りました。中間管理事業を通していくときに、内容の情報提供をさせていただくということはあると思います。必ず情報を提供していただいて。

それは苦情処理が来たときに、こちらに回すか、苦情処理をあなた方が現場を見てやりますよというか、個別事情を紹介してくださいと言って今からやるわけでしょう。

そうですね。まずは具体的な情報がないと。

提案です。今の話、中間管理機構の問題なんだけれども、要點をまとめると、5番委員の言っているのは、要するに、貸手、借手の間に中間管理機構が入って成立しているんだから、苦情処理においても、中間

管理機構が判断をするなり、指導するなり、そういう言い方ですよね。自分は訳の分かるような、分からぬようなことになっているから、次回の委員会までに、その辺も明確に流れを教えてください。これだけの件数が出ていて、今の点で苦情がないということは絶対あり得ないですよ。だから、それをどういうふうに処理するのか、どういうふうに処理するのが法的に合っているのか。何のために中間管理機構を通すようになったか、その目的があると思うんですよ。その処理の方法をもう1回整理して、次回の委員会で教わるということでどうですか。話をしても時間ばかり過ぎちゃう。そういう提案をさせていただけますか。

5番委員

説明、今までみたいなことを言ってたら全然けりがつかないから。

16番委員

はつきりした流れを教えていただきたいと思います。

18番委員

今、担当は非常に苦労しているんだけれども、これは市町村の太田市の場合は、この書類は農業政策課を通すんですよね。

それでワンクッション置いて中間管理機構へ出すわけですから、それを農業公社のほうへ一括して苦情がばんばん行ったら対応できないですね。だから、本来ならば、前の利用権の設定は農業委員会だったんですけども、今度は窓口が農業政策課ですから、それだったら農業政策課のほうで苦情処理の一覧表を收拾して、それでワンクッション置いて公社のほうへやって、迅速な対応をやってもらえばいいんだと思うんです。苦情は農業委員会がやるんじゃないので、これは流れがちゃんとよく農業政策課で書類をやっているわけですから、役割をちゃんと絵に描いてやったほうがいい。今、16番委員が言ったように、流れをつくってやってほしい。

5番委員

責任逃れをしてね。持つて行き場がないじゃない。そのための中間管理機構なんだろう。

16番委員

どうなるか分からぬけれども、取りあえず教えてください。

議長

制度が始まったばかりなので、いろいろ軌道に乗っていないところがありますから、今、中間管理機構と農業政策課のほうで少し調整をさせていただいて、ご説明をする時期は、来月になるか、できれば来月あたりだとありがたいけれども、調整がついたところで分かりやすい形でご説明をしたいと思います。それでよろしいですか。

それでは、元に戻りまして、この件について特段ありますか。

なし。

委員長

それでは、ご質問等がなければ、この案について採決をいたします。

農用地利用集積等促進計画（案）のとおり意見なしと決定することに

賛成の方の挙手を求めます。

5 番 委員

意見はあったんだよ。内容をちょっと後日説明するということで処理するけれども。

16 番 委員

議 長

後日説明するということで。

いろいろご意見が出たので調整させていただいて、またご相談をしますということでおろしいですか。挙手をお願いします。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成ですので、そのように決定し、市長に回答いたします。

どうもありがとうございました。

議 長

以上で審議は終了いたしましたが、次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した8月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをしましたので、報告いたします。

議 長

続いて、報告第2号から第5号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、17件提出されております。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、88件提出されております。

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、9件提出されております。

以上、報告させていただきます。

議 長

報告第2号から第5号につきまして、質問等ございますか。

なし。

議 員

ご質問もないようですので、以上で第26回定例総会を終了します。

閉 会 令和7年9月9日（火）午後3時20分